

平成23年7月

# 平成24年度税制改正要望

石油化学工業協会

会長 高橋 恭平

わが国経済は、景気の足踏み状態から脱却して改善する兆しを見せておりましたが、東日本大震災の影響により急激でかつ大幅な悪化に見舞われ、長引く原発事故の処理や電力不足、復興財源問題等が景気の先行きに暗い影を投げかけております。

わが国石油化学産業は、近年、各種合理化努力及び事業再編・統合等による構造改革を推し進め、コスト競争力・技術開発力の強化及び高付加価値分野への事業展開を行ってまいりました。しかしながら、東アジア及び中東地域における最新鋭の大型石化設備の相次ぐ稼動等による国際競争の激化に対して、設備のヴィンテージ(平均年齢)の高いわが国石化産業は、事業構造の改善を迫られております。

こうした国際競争に晒されながら、人件費や原料費等のコストが高く、諸規制も厳しいわが国の事業環境の下で事業活動を行っておりますが、石油化学原料税制における国際的イコルフットィングはいまだ確保できておらず、アジア諸国と比較して極めて高い水準にある法人実効税率の引下げも実現できておりません。また、わが国製造業のサプライチェーンの根幹をなす石化産業は、震災により、エネルギーの制約や災害対応力という新たな課題へ対応するため、更なる強化も求められております。

しかしながら、思い切った税制改革や規制改革等の実施により事業環境の改善が断行されない限り、わが国の石化産業は、リスク軽減の観点からも、需要が増大している国外への脱出が有力な選択肢とならざるをえず、現状のままでは国内において引き続き雇用を維持、創出していくことは困難な状況にあると言わざるをえません。

当業界としては、平成 24 年度税制改正に対し、国際的な税制上のイコルフットィングの確保及び国際競争力強化のため、石油化学原料に対する石油石炭税免税措置等の本則恒久化、法人実効税率の見直し等、次のとおり要望いたします。

## 1. 石油化学原料に係る税制

### 一石油化学製品製造用の輸入ナフサ、LPG、重質NGL及び粗製灯油・軽油に対する石油石炭税免税措置等の本則恒久化

海外の主な石油関連消費税をみると、その課税対象は自動車用燃料や暖房用燃料等の燃料油に限定されており、石油化学原料等の産業用原料油は課税対象とされていない。原料非課税が世界標準となっており、産業用原材料がエネルギー課税でコスト高にならない税制度が恒久的なものとして構築されている。

現在、輸入石油化学原料に対する石油石炭税免税措置は2年毎に見直しを受け、石油石炭税の施行（1978年）と同時に免税措置が講じられ、それ以降都度適用期限の延長が図られている。しかし、わが国石油化学産業が諸外国とのイコールフットィングを確保し、国際競争力のある産業として存続し、かつ深刻化する国内空洞化を防ぐためには、現行の揮発油税等の免税措置とあわせて石油石炭税の免税措置を租税特別措置法ではなく本則で恒久化し、税制の国際的整合性を図るべきである。

昨年12月に閣議決定された平成23年度税制改正大綱には「原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成24年度税制改正において引き続き検討します。」と明記されている。速やかに世界標準に照らした対応をするべきである。

## 2. 法人実効税率の見直し

累次の税率引下げが実施されたものの、法人所得に係る実質的な税負担は依然として高い。特にわが国企業が国際的に競合しているアジア諸国では20%台が大勢であり、また英国やドイツ等の欧州先進諸国も、近年法人実効税率の引下げを加速している。わが国と並んで高い米国も、国際競争力を阻害するものとして法人税制に関心を向けている。わが国企業の国際競争力を維持・強化するために、中長期的な視点に基づいて、欧州諸国並みの30%程度まで、法人実効税率の引下げを行うべきである。

震災によりわが国のサプライチェーンへの信頼が喪失したことに加え、リスク軽減や需要地立地等の観点からも海外移転の動きが加速している。深刻化している国内産業の空洞化を防ぐためにも、法人実効税率の引下げは震災関連の議論とは別に、できるだけ早期に実施する必要がある。

法人実効税率の引き下げと同時に課税ベースを拡大するため、減価償却資産の定率法償却率、欠損金の繰越控除制度、貸倒引当金制度、及び寄附

金等の見直しを行う場合は、単に税源確保を目的とするのではなく、企業の国際的な競争力の維持・向上の観点も十分に考慮した、慎重な検討を行うべきである。課税ベースの拡大を行う場合は、法人実効税率の引下げと同時にすべきであり、課税ベースの拡大を法人実効税率の引下げに先行させることには反対である。震災復興のための財源を確保するために法人実効税率の引下げを先送りする場合は、一定期間後の実施について法律で担保すべきである。

なお、租税特別措置の見直しについては、法人税の課税ベースの拡大にとどまらず他の税目の免税措置の廃止や増税に及ぶような対策、つまり、直接税の不足を間接税で補うような対策を、安易に行うべきではない。わが国産業の競争力を確保するため、個々の政策目的や効果を十分に勘案した上で石化原料の免税措置の恒久化など真に必要な措置は存続させるべく、極めて慎重な検討を行うべきである。

### 3. 地球温暖化対策税（環境税）の導入反対

震災及び原発事故により、わが国のエネルギーを取り巻く状況は基本的な変化を見せており、一層のエネルギーコストの上昇が予想される。こうした状況変化に対応するため、わが国のエネルギー政策は速やかな見直しを迫られている。

地球温暖化対策のための税の賦課はエネルギー消費量の削減を目的とするものであり、新たなエネルギー政策との整合を図るため、地球温暖化対策についてはもう一度根本から議論のやり直しをせざるをえず、抜本的な変更が避けられない。

加えて、地球温暖化対策の見直しには、過大な負担がかかることにより国内産業を空洞化させないという視点も欠かすことができない。

こうした基本的な状況の変化から目をそらし、地球温暖化対策の方向性を定めるために必要となる議論を行わず、地球温暖化対策のための税を拙速に導入することに反対である。

### 4. 消費税制

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額的全額を仕入税額控除できる消費税の制度、いわゆる消費税の課税売上割合95%ルールを廃止した場合、個別対応方式へのシステム対応や業務量の増大など企業の負担は極めて大きいものとなるが、限定的な税収増しか見込めないため、その費用対効果は極めて低い。95%ルールの継続を強く要望する。

## 5. 事業構造改善関連の設備投資等諸施策に対する税制優遇措置の導入

中国や中東等のアジア諸国で大型の新鋭設備が立ち上がる中で、わが国石化産業の老朽化した設備による国際競争力の確保は困難を極めるものである。石化業界各社はコンビナート競争力強化を求めて、事業の統廃合や転換等の大規模な構造改善への模索を始めている。

かかる状況下、震災復興を含め、今後進めざるをえない諸施策を後押しし、円滑に遂行されるべく、適切な税制優遇措置が講ぜられることを要望する。

### (1) 構造改善投資に対する税制優遇措置の創設

国際市場の中で石化産業が置かれた状況は極めて厳しいものがあるが、震災からの復興を含めて、新たな事業構造改善に向けた取り組みは緊急性を増している。様々な素材を供給する装置産業として、各社の持つ強みを活かした高機能製品への転換、統廃合による省エネ・省資源を含む能力の拡充に資する設備投資等は、日本経済の競争力強化への期待が大きい。

このような構造改善投資に対して、速やかに所要の税制優遇措置が創設されることを要望する。

### (2) コンビナート遊休地に対する税制優遇措置或いは、新たな企業誘致に対する税制上の支援措置の導入

今後進むであろうコンビナートを中心とした事業の再編にあたり、設備撤去後の遊休地の活用は急がねばならない。しかしながら、新規事業への転換や新たな企業誘致が並行的に進行することは考えにくい。

このため、遊休地となった期間の固定資産税の減免、新規事業の誘致の際の不動産取得税や登録免許税の減免等、構造改善が速やかに遂行できるような税制上の支援措置の導入を要望する。

### (3) 組織再編税制の適用要件の緩和（LLP）

現行の組織再編税制は、共同新設分割による組織再編を行う場合、新設分割承継する者は「法人」に限られるため、仮に共同事業要件等を満たしていたとしても、LLPは対象外となっている。現物出資の際には簿価での移転ができない等の弊害もある。

石化業界では、コンビナートを通して近隣の会社との連携による事業の再編も選択肢として用意しているが、基本的な要件は満たしていてもLLPに法人同様の優遇税制が得られないことは公平感を欠き、再編に向けた選

扱の幅を狭めるものである。こうした弊害を速やかに取り除くべく適用要件の緩和を強く要望する。

## 6. 競争力の維持・強化のための現行特例措置の延長

日本経済は、中国やインドを始めとするアジア諸国の急成長と共に、年々激化する国際的な競争の渦中に置かれている。一方、地球規模での温暖化に対する技術の醸成・確保と展開において、日本が期待される部分は小さくない。

国内においては、基礎素材を製造する設備のヴィンテージが高まる中、多くの人材が定年を迎えるため、豊かな経験や技術の伝承をはかりながら、安全・安定運転を確保していくことは喫緊の課題である。

かかる環境下、現在施行されている以下の各政策税制に関しては、企業の経営をバックアップするものであり、今後も永続的に制度として継続すべきである。

### (1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の延長

新興国の追い上げによるわが国経済の相対的な地位の低下を防ぎ、次世代技術による新たな経済基盤を創出していくためには、中長期的な研究開発へ向け、腰を据えた投資を行うことが必要となる。さらに、省エネ・環境対策や新規事業への展開等、企業競争力の維持・強化のため、現下の厳しい経営環境においても、研究開発支出は欠かすことはできない。

研究開発税制の優遇措置については、引き続き研究開発を促し、わが国経済における将来の成長力の強化を図るため、現行措置の延長、さらには現行有効期間（2年）の長期化（例えば10年）を要望する。

### (2) 海外投資等損失準備金の延長

### (3) 認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減の延長

## 7. 国際課税制度の改善

石油化学業界の海外展開は、多様な形で拡大を続けており、国際課税は大きな関心事となっている。企業活動の実態を踏まえるかたちで、国際課税制度の改正が行われてきたことは一定の評価に値するが、グローバル経済の進展と外国の諸制度の変化のスピードに対して、わが国の国際課税制度には依然として十分な対応ができていない部分が残っている。

かかる状況下、国際化の進展の中で、企業への経済的な負担や煩雑な事務が強いられることのなきよう、速やかな改善を図るべきである。

### (1) 移転価格税制の改善

- ① 詳細なガイドラインの提示や類型化した承認案件の公表等により、事前確認制度や独立企業間価格算定等における基準及び手続きの明確化・簡略化を進め、さらに使いやすい制度にするべきである。
- ② 無形資産の取扱いについては、予見可能性が確保され、且つ国際的なルールとも整合性をとった上で、法令レベルで規定すべきである。
- ③ 国外関連者から、企業が事実上コントロールできない50%出資先を除外し、「50%以上」を「50%超」とすべきである。
- ④ 現行制度は一時的にせよ企業に二重課税を強いる制度であるから、例えば租税条約締結国との移転価格課税の場合には、相互協議の後でなければ更正できない制度とすべきである。

### (2) 外国税額控除制度の拡充

- ① 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間を3年から7年に延長するべきである。
- ② 国外所得の一括限度方式を堅持するとともに、所得の90%というシーリングを撤廃すべきである。
- ③ 特定外国子会社等の合算所得のうち、本店所在地国が法人税を課さない国または地域である場合には非課税国外所得とされているが、他の国または地域で法人税を課されている場合には課税国外所得とするべきである。

### (3) タックスヘイブン対策税制の見直し

シンガポール、台湾、香港等の法人税率は租税負担割合の基準（トリガー税率）より低いため、トリガー税率のさらなる引下げ（例えば15%以下）を行うべきである。

### (4) 二国間租税条約の締結及び改定の推進

## 8. 法人税制の改善

現行法人税制は、国際的にみて劣後する厳格化した取り扱いが維持され、景気の回復軌道への移行に支障を来すものとなりかねない。わが国製造業の生産拡大を下支えするような法人税制の柔軟な見直しを速やかに実施すべきである。

### (1) 税務上の欠損金の繰越可能期間の延長または無期限化

平成 23 年度税制改正大綱において、欠損金の繰越期間を 7 年から 9 年に延長するが大法人については繰越欠損金の使用を 8 割に制限することが記載された。しかしながら、アメリカでは 20 年間、イギリス、ドイツ、フランスなどの欧州諸国では無期限である。また、欠損金について、繰越期間の期限および単年度の使用上限という二つの制限を設定している国は稀である。

このような国際的にみて著しく不利となるような税制は、速やかに改善すべきである。

### (2) 欠損金の繰戻還付制度の大企業への凍結解除

繰戻還付制度は、法人税法では規定されているにもかかわらず、財源措置として停止されている。平成 21 年度税制改正において中小企業向けの適用は復活されたが、大企業は依然として凍結されたままである。本来全ての企業に認められるべき税制優遇措置の企業規模による適用要件の齟齬は、速やかに解消されるべきである。

### (3) 連結納税制度の見直し

連結納税開始・加入時の子会社における時価評価課税の廃止あるいは緩和等の改善を図るとともに、連結納税グループ対象範囲の要件緩和等により、連結納税制度を一層使いやすいものとすることを要望する。

### (4) 受取配当金の二重課税の排除

二重課税排除の観点から、受取配当金は持ち分に関係なくすべて 100% 益金不算入とするべきである。

### (5) 人材投資促進税制の大企業への適用と拡充

わが国の製造業は、大量採用の戦後生まれ世代の退職期を迎え、彼らの持つ技能や経験を若年被雇用者に継承しつつ、製造設備の安全・安定運転

と製品の品質の確保・向上を図らねばならない。

平成 20 年度税制改正において、大企業及び大企業の子会社が制度の対象から外されたことは、わが国全体の製造業を俯瞰する中で公平性を欠くものである。大企業及びその子会社を対象とする制度の早期の復活を図るべきである。従前の制度では事務手続きに比して効果が十分とは言えない部分もあったため、復活の際には、教育訓練費用の総額を対象とし、また添付資料の簡素化を図る等の改善を併せて行うべきである。

#### (6) 合同会社(LLC)に対するパススルー税制の導入

#### (7) 国際会計基準とのコンバージェンスへの対応

国際会計基準と日本基準のコンバージェンス等によって会計と税務の乖離が生じ、その結果、税務上のデメリットが発生する可能性がある。上場会社やその子会社に関しては、確定決算主義や損金経理要件の緩和など、税制上の柔軟な対応を要望する。

### 9. 法人地方税制の改善

主要諸外国と比較して、日本の法人実効税率の高い一つの理由に法人地方税があることは、広く認識されているところである。また、企業に対する経済的な負担だけでなく、煩雑な外形標準課税の算出等の事務手続きに関する制度上の問題も看過できない部分があり、早急に改善を図るべきである。

#### (1) 地方税の申告・納税制度の抜本的な改善

法人事業税及び住民税の申告処理は、事業所が存在する都道府県及び市町村単位での対応が要求されている。自治体単位での申告処理のため事務量が增大していることに加え、様式が不統一で煩雑な事務を強いられている。また、地方税が個別の法人を納税単位とするため、連結納税は国税に限定されている。持ち株会社への移行が増加する実情に対して、連結納税申告が国税に限定されているのは、制度としてのバランスを欠くものであり、早急な改善が必要である。

具体的には、連結納税を含めて地方税の本社一括申告・納税制度を導入する等、自治体単位での個別の申告処理を抜本的に見直すべきである。これが難しい場合でも、連結納税を地方税に適用することにより、企業の事務量の軽減と、制度全体の簡素化を図るべきである。

## (2) 償却資産税の課税標準の見直し

償却資産税に対する課税標準の償却計算の方法は、法人税法上の減価償却方法と異なり、企業にとっての手続きの煩雑さをもたらしていた。平成19年度税制改正により、償却可能限度額が撤廃されたにも拘らず、償却資産税に於いては従前の考え方が踏襲され、固定資産管理を複雑化した。償却資産税の計算についても同様に残存簿価をゼロまで逡減させることが、管理事務の軽減にも資する。

元より製造設備に対する償却資産税は国際的に見て一般的な制度とは言えず、競争環境下での企業への税額上の負担の軽減を図るべきである。

## (3) 法人事業税に対応した事業所税の廃止

事業所税は、一定規模を上回る都市において適用される地方税であるが、類似の税制として法人事業税や固定資産税が存在しており、事業所税は二重課税的な性格を帯びている。こうした屋上屋を架す如き税目は、課税としての合理性を欠くものであり、廃止すべきである。

## (4) 法人事業税の外形標準課税制度の改善

法人事業税の外形標準課税には、持株会社について資本割の特例が設けられているが、特例の対象となる持株会社は50%超の子会社株式を有する会社に限定されている。設立・運営目的が同じ持株会社でありながら、出資比率によって税負担が異なることは一貫性を欠いており、持株割合が20%以上の関係会社株式まで特例制度の対象範囲を拡大するべきである。

元来、法人事業税の外形標準課税は煩雑な作業を伴うものであり、制度簡素化が不可欠である。特に、付加価値割に係る課税標準の算出等の煩雑な作業に対して、簡素化を行うべきである。

## (5) 土地に係る固定資産税の軽減

地価が下落した状況にもかかわらず、工場用地等に係る固定資産税は過剰な負担となっている。固定資産税の軽減は、製造業の国内回帰を促進し、さらに産業発展、地域再生につながる。そのためには、全国共通の制度として負担水準の上限を現行の70%から60%程度に引き下げるべきである。

## 10. その他

- (1) 石油化学製品製造用のノルマルパラフィンに係る石油石炭税の免税及び還付措置の創設
- (2) 石油化学製品製造用の低重合度混合アルキレンに係る石油石炭税の免税及び還付措置の創設
- (3) 印紙税の課税範囲の縮小及び明確化・簡素化
- (4) 固定資産減損の損金算入
- (5) 電話加入権の償却
- (6) 少額減価償却資産の取得価額基準を 20 万円未満に戻す

以上